

第4期鹿島市障害福祉計画（案）の概要

1. 位置づけ (P1)

第4期鹿島市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき策定するものであり、本市で策定している総合計画や関連計画等を踏まえ、市が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

今回の第4期計画は、平成27年度～平成29年度までを計画期間として策定します。

2. 基本理念 (P3)

- ◎ 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◎ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ◎ 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

以上の3点を柱に、今後の施策を推進していきます。

3. 目標 (P4～)

- ◎ 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ◎ 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ◎ 福祉施設から一般就労への移行
- ◎ 地域生活支援拠点等の整備

以上の4つの目標についてそれぞれの人数等の数値目標を設定し、達成を目指します。

4. 市の方策 (P8～)

平成29年度までの訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談、地域生活支援事業や、障がい児支援などについてサービスの提供体制整備等についての施策を推進します。

5. 推進体制 (P29)

障がい者にかかわる施策分野は多岐にわたっているため、関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。